

## 筑西広域市町村圏事務組合職員き章規程

昭和 57 年 5 月 20 日訓令第 3 号

( 総則 )

**第 1 条** 筑西広域市町村圏事務組合職員は、本組合の職員であることを表すため、職員き章(以下「き章」という。)を着用しなければならない。

( 職員 )

**第 2 条** この規程で職員とは、筑西広域市町村圏事務組合職員定数条例(昭和 46 年組合条例第 2 号)に規定する管理者及び消防機関に勤務する一般職の職員(嘱託及び臨時に雇用される者で長期にわたり常時勤務する職員を含む。)をいう。

( き章の貸与 )

**第 3 条** き章は、筑西広域市町村圏事務組合職員(以下「職員」という。)に就任したときに貸与する。

( き章の制式 )

**第 4 条** き章の制式は別記様式第 1 号のとおりとする。

( 着用位置 )

**第 5 条** き章の着用位置は、次の各号による。

- ( 1 ) 背広服、制服又はこれに類似する服装にあつては、左胸部の見返し部
- ( 2 ) 立えり服類にあつては左えり部
- ( 3 ) 前号以外の服装にあつては、左胸部の見易い所

( き章の再貸与 )

**第 6 条** き章を紛失し、又は損傷したときは、速やかに所属長を経て、別記様式第 2 号により再貸与の願出をしなければならない。

2 前項の場合は実費を徴収する。ただし、事情によって免除することができる。

( 禁止事項 )

**第 7 条** き章は、他人に貸与し、又は贈与してはならない。

( き章の返納 )

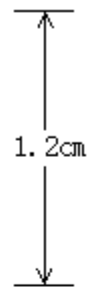
**第 8 条** 職員が退職するときは、き章は返納しなければならない。

附 則

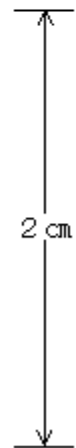
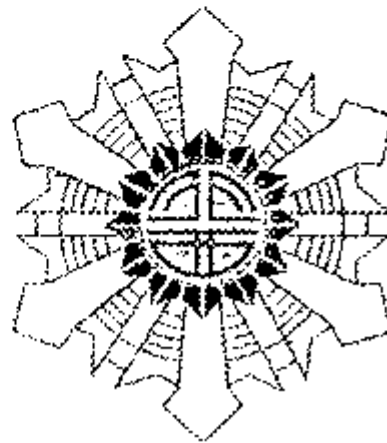
この規程は、公布の日から施行する。

別記様式第1号(第4条関係)

(1) 一般職員



(2) 消防職員



別記様式第2号  
(第6条関係)

職 員 き 章 再 貸 与 願

- 1 職員き章
- 2 再貸与事由

上記の事由により再貸与願いたく申請します。

年 月 日

所 属

職 氏

名 印

管 理 者 様